

## 国際税務

### QI/FATCA/CRS 関連情報

#### ケイマン諸島：FATCA/CRS に関する最新情報

#### ～2023 年対象 FATCA/CRS 報告対応事項及び留意点～

デロイト トーマツ税理士法人 米国税務サービス

2024 年 5 月 9 日号

2024 年 4 月にケイマン諸島国際税務協力局（Department for International Tax Cooperation：以下「DITC」）は CRS 報告の留意点を含む[最新情報](#)（ケイマン諸島ウェブサイト（英語、PDF））を公表した。本ニュースレターでは、今後の対応事項と公表された留意点について簡単に記す。

#### 1. 報告の概要

##### (1) US FATCA 報告

米国人等の報告対象口座が存在する場合には申告が必要となる。一方、CRS 報告とは異なり、US FATCA 報告についてはゼロ報告は不要であるため、報告対象口座が存在しない場合には対応は不要となる。なお、2023 年度の US FATCA 報告期限は 2024 年 7 月 31 日となる。

##### (2) CRS 対象国別申告（Receiving Country Return）

ケイマン諸島非居住者等の報告対象口座が存在する場合、国別に申告が必要となる。ただし、報告対象がないケイマン諸島報告金融機関（Cayman Reporting Financial Institution：以下「CRFI」）は、後述の CRS 宣誓申告においてゼロ報告を行う。報告対象がある CRFI は、最初に、CRS 対象国別申告を行った後に、CRS 宣誓申告を行う。なお、2023 年度の CRS 対象国別申告期限は 2024 年 7 月 31 日となる。

##### (3) CRS 宣誓申告（Filing Declaration）

全ての CRFI 及び受託者開示信託（Trustee Documented Trust）は、CRS 宣誓申告様式（CRS Filing Declaration Form）を提出しなければならない。この様式では、CRS 対象国別報告において実施した申告内容の確認及びゼロ報告を行うとともに、それらの内容が正確であり、CRFI の報告義務を満たしていること、及び不正確な情報を税務情報庁（Tax Information Authority：以下「TIA」）に提供した場合には罰則の対象となることについても認めた上で、宣誓する。なお、2023 年度の CRS 宣誓申告期限は 2024 年 7 月 31 日となる。

##### (4) CRS 確認様式（CRS Compliance Form）

全ての報告金融機関及び受託者開示信託は、CRS 確認様式（CRS Compliance Form）を提出しなければならない。提出については、DITC ポータル上で必要事項を入力するスマート様式と、CSV 形式で一括アップロードする様式から選択可能である。なお、2023 年度の CRS 確認様式の提出期限は 2024 年 9 月 16 日\*となる。

\*通常の CRS 確認様式の期限は 9 月 15 日となるが、本年は 9 月 15 日が日曜日であるため、9 月 16 日が期限となる。

## 2. CRS 報告対象国 (Reportable Jurisdictions)

CRS 報告対象国 (ケイマン諸島ウェブサイト (英語、PDF P19-P20) ) は、昨年度までの報告対象国に新たにジョージア及びケニアが 2024 年以降を期限とする報告に追加され、また、アルメニア、モロッコ、ルワンダ、セネガル及びチュニジアが 2025 年以降を期限とする報告に追加された。また、モルドバとウクライナが 2024 年以降を期限とする報告に含まれることとなり、ウガンダが 2025 年以降を期限とする報告に含まれることとなった。

CRS 報告対象国には日本も含まれているため、証券流動化等のためのケイマン SPC を保有する金融機関で、当該 SPC への資本・負債持分出資者のうちに日本居住者が存在する場合には、当該出資者が報告対象者に該当するかどうかの検討が必要となる。

## 3. 報告対象者の生年月日 (Date of Birth) の CRS 報告義務

DITC は、CRS 報告において報告対象となる個人の口座保有者及び実質的支配者の生年月日を、原則として報告に含むことが 規則 (ケイマン諸島ウェブサイト (英語、PDF) ) で義務付けられている旨の注意喚起を行っている。生年月日の報告は従前から法令で義務付けられているものの、2022 年対象 CRS 報告において、報告を実施した金融機関の約 10% が報告対象者の生年月日を含まなかったため、DITC によりあらためて注意喚起されたものとなる。

CRS XML スキーマにおいて、生年月日の項目は「 (Optional) Mandatory」と表示されているが、これは報告自体に含めるか否かについて、金融機関側で任意で選択が可能という旨を示すものではなく、あくまで当該項目が含まれない場合であってもスキーマにおいては報告が可能となることを示しており、金融機関が報告対象者の生年月日を保持している場合には報告が必須であることを留意されたい。

また、以下のとおり、口座保有者及び実質的支配者の CRS 上の本人確認において、生年月日を確認することを義務付けられている。

### ■ 新規口座 (2016 年 1 月 1 日以降に開設された金融口座)

全ての新規個人口座から生年月日を含む自己宣誓書を徴求する必要がある。生年月日が含まれない自己宣誓書類は有効とみなされない。また、生年月日を含む自己宣誓書類に記載される情報は、金融機関が口座開設に関連して入手した情報と整合性の確認が求められる。

### ■ 既存口座 (2015 年 12 月 31 日以前に開設された金融口座)

既存の個人口座の場合には、金融機関に生年月日に関する情報がある場合、又はケイマン諸島法 (CRS に関する法令に限らない) に基づいて生年月日を入力する必要がある場合には、生年月日を CRS 報告に含むことが義務付けられている。

金融機関に記録がなく、また、その他法令に基づき生年月日を入力することが求められていない報告対象口座については、報告対象口座と特定された年の翌年から 2 暦年が経過する日までに生年月日を入力するための合理的な努力を行う必要がある。合理的な努力とは、特定された時点から少なくとも年に 1 回、顧客に連絡を取るなどの手段により、生年月日を入力する試みを行うことを指す。

以上のとおり、新規の個人口座については生年月日が必ず金融機関により保有されているため報告に含むことが必須となる。また、既存口座においても、法令上は金融機関が生年月日を保有していないことも想定されているが、今般の DITC の注意喚起においてマネーロンダリング防止対策 (Anti-Money Laundering Program : AML) における義務により全ての口座について金融機関が生年月日を入力していることが示唆されており、原則として生年月日を含む報告が求められる。

DITC は、口座保有者及び実質的支配者の生年月日を含まなかった場合には、金融機関に対して何らかの強制措置が行う旨を公表している。2023 年対象の CRS 報告を実施予定の金融機関は報告対象者の生年月日を保有しているか事前に確認を行い、保有していない場合には速やかに入手されたい。

## おわりに

US FATCA 報告とは異なり、ケイマン CRS 報告義務については報告対象口座が存在しない場合でも、毎年のゼロ報告が必須であるため、ケイマン SPC を保有する金融機関は対応を怠ることがないように留意されたい。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohatsu.co.jp">kenichi.takashima@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohatsu.co.jp">junko1.enomoto@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	近藤 祐美	<a href="mailto:yumi.kondo@tohatsu.co.jp">yumi.kondo@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	森本 祐佳里	<a href="mailto:yukari.morimoto@tohatsu.co.jp">yukari.morimoto@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	添田 みほ子	<a href="mailto:mihoko.soeda@tohatsu.co.jp">mihoko.soeda@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束することはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者らが被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301